

開催規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）競技会規則に基づき、天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会（以下、「本大会」という）の運営に関する事項について定める。

(目的)

第2条 本大会は、第1種加盟登録チームが日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに競技を通じ体力と人格の向上を期し、サッカーの普及発展に寄与することを目的とする。

(天皇杯実施協議会)

第3条 本大会に大会実施の統轄的中心となる天皇杯実施協議会（以下、「実施協議会」という）を設置し、本大会に関し企画立案するとともに本大会の運営にあたる。

2 実施協議会は、本協会選出委員8名、地域協会選出委員9名（各地域より1名）で構成される。

3 地域協会選出委員は、選出地域内における各都道府県実施協議会を代表して、本協会との連絡調整及び地域内連絡調整業務をする。

4 各都道府県協会に都道府県選手権大会実施協議会を設置し、本大会出場チームを決定する。

(大会規律委員会)

第4条 本大会における懲罰問題に関して、本協会規律委員会が直接管轄する。

(大会方式)

第5条 本大会は、本協会が主催し、本協会が認めたシードチームと全国47都道府県の代表チームにより競技する。競技方式は、ノックアウト方式とする。

(開催期日)

第6条 本大会の開催期日は、本協会にて決定する。

(入場料)

第7条 本大会は有料試合とし、入場料金は別途定める。

(参加資格)

第8条 本大会の参加資格は、次のとおりとする。

(1) チーム: 大会年度に本協会における登録手続きを完了した第1種加盟登録チームとする

(2) 選手: 当該チームの登録選手とする

(最強のチームによる試合参加)

第9条 本大会参加チームは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって試合に臨まなければならない。

(チーム参加申込み)

第10条 本大会のチーム参加申込みは、次のとおりとする。

- (1) 選手の参加申込みは40名までとし、変更を認めない。ただし、選手追加変更期間に限り、選手の追加変更および選手番号の変更をすることができる。
- (2) 参加申込みの期限は、別途定める。
- (3) 本大会に出場した選手は、チームを移籍、または、クラブ申請制度を利用することで2チーム以上のために試合に出場することはできない。

* 出場とは、公式記録に1分以上記載された場合をいう。

- (4) 参加チームは、本大会に5名までの外国籍選手を参加申込みすることができる。そのうち試合にエントリーできるのは3名までとする。ただし、JリーグJ1、J2及びJ3に所属するチームにおいては外国籍選手の人数に制限を設けないものとする。また、試合にエントリーできる外国籍選手の1チームあたりの上限は、J1は5名、J2及びJ3は4名とする。なお、タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシアの国籍を有する選手は、Jリーグ提携国枠の選手として、外国籍選手ではないものとみなす。

- (5) 参加料は、50,000円(税別)とし、納入した参加料は、理由の如何にかかわらず返金しない。

(表彰)

第11条 本大会の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 優勝チーム:天皇杯、JFA杯、FAシルバーカップ、JOC杯、NHK杯、共同通信社杯、ドイツ杯、表彰状及びメダル
 - (2) 準優勝チーム:NHK杯、共同通信社杯、表彰状及びメダル
 - (3) 以上のほか、記念品他を授与することができる。
- 2 本大会にて優勝したチーム及び準優勝したチームは、第1項の表彰を受ける。なお、本大会に対する第三者からの賞品などの寄贈については、本協会がその可否を決める。
 - 3 天皇杯は、優勝チームに授与し、次回大会開始までこれを保持する栄誉を与える。
 - 4 天皇杯は、次回大会開始までに本協会へ返還する。
 - 5 天皇杯を授与されたチームは、次の各項により、その保管等の義務を有する。
 - (1) 天皇杯の取扱いは、丁重にしなければならない。
 - (2) 天皇杯は、チームの所属する団体(会社、大学等)の長に保管を依頼し、金庫その他安全な場所で確実に保管する。
 - (3) 棄損、紛失等の事故に対しては、チームのみならずその所属する団体の責任とする。
 - (4) 天皇杯にはいかなる文字、模様等を刻入してはならない。
 - (5) 本協会より必要に応じ一時返還を求められた場合、遅滞なくこれに応じなければならない。
 - 6 天皇杯優勝の栄誉を称えとともに、優勝の証をチームが保持し続けるため、返還に際し本協会よりレプリカを授与する。なお、レプリカトロフィーを授与されたチームは、次の各項により、その保管等の義務を有する。
 - (1) 取扱いは、丁重にしなければならない。

- (2) チームの所属する団体(会社、大学等)の長に保管を依頼し、金庫その他安全な場所で確実に保管する。
- (3) 棄損、紛失等の事故に対しては、チームのみならずその所属する団体の責任とし、本協会より再度授与をしない。
- (4) いかなる文字、模様等を刻入してはならない。
- (5) 販売等の商業行為及び複製配布をすることはできない。

(チーム強化費)

第12条 本大会参加チームには、本協会よりチーム強化費が与えられる。

- (1) 上位入賞チーム(1チームあたり)
 - ① 優勝 : 150,000,000円(税別)
 - ② 準優勝 : 50,000,000円(税別)
 - ③ 第3位 : 20,000,000円(税別)
- (2) 勝利チーム(次戦への準備金として、1チームあたり)
 - ① 1回戦 : 500,000円(税別)
 - ② 2回戦 : 1,000,000円(税別)
 - ③ 3回戦 : 1,000,000円(税別)
 - ④ ラウンド16(4回戦) : 2,000,000円(税別)
 - ⑤ 準々決勝～準決勝 : 3,000,000円(税別)

2 チームの遠征に要する旅費、宿泊費は、試合運営要項に定める基準により本協会が支払う。

(主管)

第13条 本大会は、都道府県協会にその主管を委託することができる。主管の方式とその内容については別途定める。

(共催)

第14条 本大会は、日本放送協会及び共同通信社が共催する。本大会の準々決勝までの試合で開催地の地方公共団体、地元新聞社及びテレビ、ラジオ局は、該当試合を主管する都道府県協会が本協会に申請し、本協会が認めた場合、共催できる。

(マッチコミッショナー)

第15条 本協会はマッチコミッショナーを任命し、各会場に派遣する。

- 2 マッチコミッショナーは、所定の報告書を試合後直ちに本協会に提出する他、重大事項が発生した場合、その事態を遅滞なく、実施協議会に報告しなければならない。
- 3 マッチコミッショナーに対する手当て、交通費及び宿泊費は、試合運営要項に定める。

(審判員)

第16条 本大会の審判員は、本協会審判委員会が割当て派遣する。

- 2 審判員に対する手当て、交通費及び宿泊費は、試合運営要項に定める。

(競技規則)

第17条 全ての試合は、大会実施年度の本協会競技規則により実施する。

(懲罰)

第18条 本大会にかかる懲罰の決定については、本協会懲罰規程に準拠して本協会規律委員会が決定する。

2 警告による出場停止処分は、次のとおりとする。

(1) 本大会で累積された警告が2回となった選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。なお、準々決勝終了時に警告累積が1回の場合、その警告は準決勝に持ち越さず消滅し、2回の場合、選手は準決勝に出場停止となる。

(2) 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。

(3) 上記1号及び2号における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。

(4) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。

3 未登録または二重登録などの不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。しかし、既に行われた試合にまで遡って適用しない。この該当チームの懲罰については本協会規律委員会にて協議の上裁決される。

(棄権)

第19条 本大会に参加を申込んだ後の棄権は、一切認めない。止むを得ぬ事情で参加不可能になった場合は、直ちに本協会及び相手チームに通知し、本協会に対し改めて文書にて理由書を提出する。本協会は、理由書に基づき審議の上処置するが、次年度の本大会に出場することはできない。

(試合運営要項)

第20条 本大会の試合の運営に関する事項は、本協会が制定する「試合運営要項」に定める。

附則

1. 本規程は本協会において改廃できる。
2. 本規程の改正は、2025年2月28日より効力を発する。

補足説明

1. クラブ申請制度の適用

本大会は、本協会が別に定める「クラブ申請制度」を適用する。したがって、クラブ申請が承認された場合、当該クラブの第2種、第3種又は第4種チーム(以下、「下位種別チーム」という。)に登録された選手は、下位種別チームに登録したまま、当該クラブの第1種チームの試合に出場することができる。